

政府税制調査会諮問文（抜粋）

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

- (3) 所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること。特に格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること。

民主党マニフェスト

マニフェスト

○「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設。

※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。年金税制について公的年金等控除拡大・老年者控除復活を実施するので、配偶者控除を廃止しても、年金受給者の税負担は軽減される。

扶養控除の廃止に伴う増収見込額

	配偶者控除	扶養控除 (年少)	特定扶養控除	扶養控除 (成年)	老人扶養控除	着色部分の 合計
所得税	0.6兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.2兆円	0.2兆円	0.8兆円

※ 21年度予算ベース。

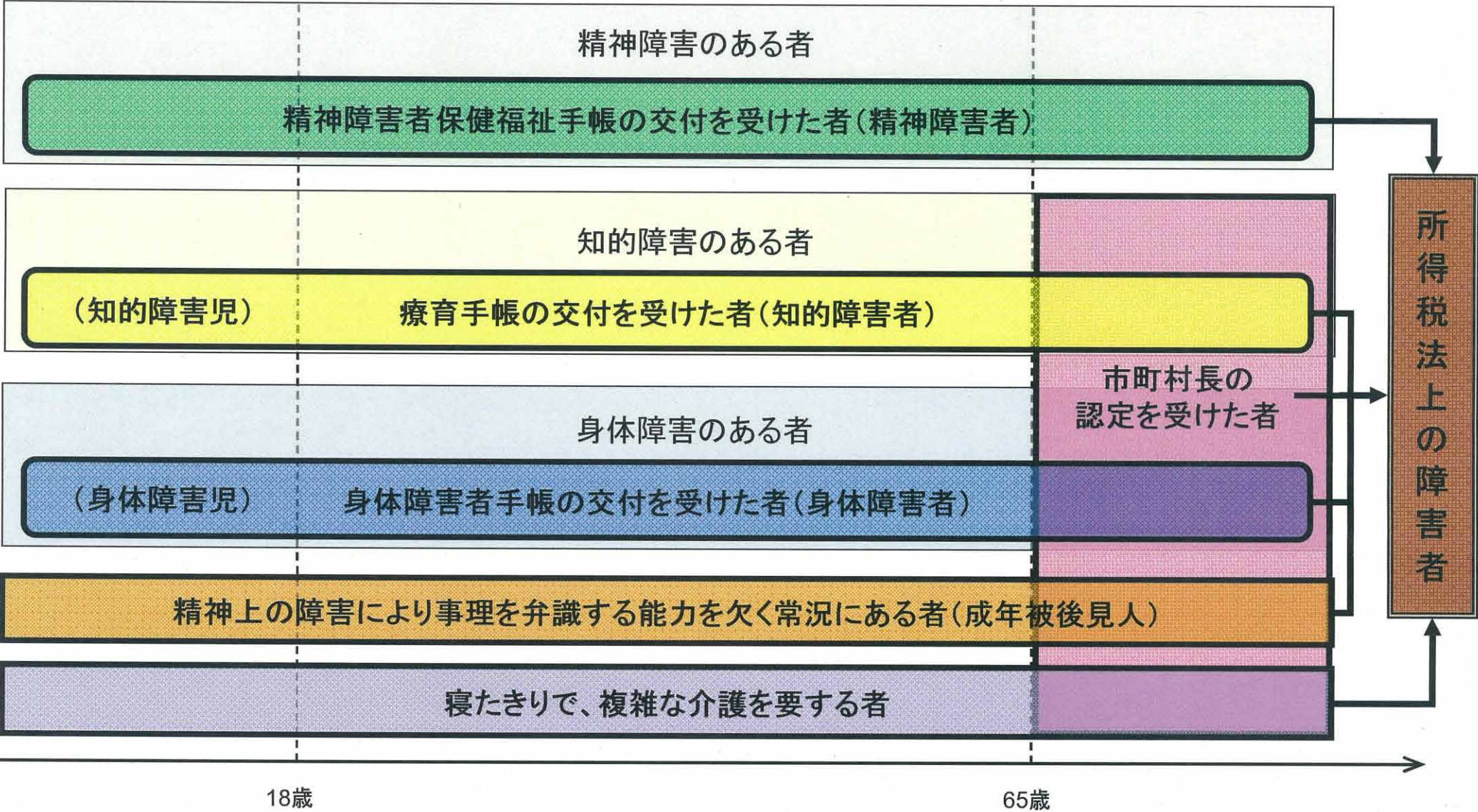
人的控除の概要

	創設年 (所得税)	対象者	控除額		減収額		
			所得税	個人住民税	所得税	個人住民税	
基礎的な人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	1.8兆円程度	1.8兆円程度
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者				
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	38万円	33万円	0.6兆円程度	0.4兆円程度
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	48万円	38万円		0.1兆円程度
	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	+23万円	(200億円程度) ^(注)	(100億円程度) ^(注)
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者(本人の年間所得1,000万円以下)	最高38万円	最高33万円	300億円程度	300億円程度
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者				
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	38万円	33万円	0.8兆円程度	0.6兆円程度
	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	0.5兆円程度	0.2兆円程度
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	0.2兆円程度	0.1兆円程度
(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	+23万円	(200億円程度) ^(注)	(100億円程度) ^(注)	
(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している者	+10万円	+7万円	300億円程度	200億円程度	
特別な人的控除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である者	27万円	26万円	0.1兆円程度	0.1兆円程度
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である者	40万円	30万円		
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	100億円程度	300億円程度
	(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+8万円	+4万円		
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	27万円	26万円		
勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	27万円	26万円	10億円程度	僅少	

(参考) 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計したもの。住民税の減収額は、「平成20年度市町村税課税状況等の調」により算出したもの(比例税率化後)。

(注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計である。

所得税法上の「障害者」の範囲(イメージ)



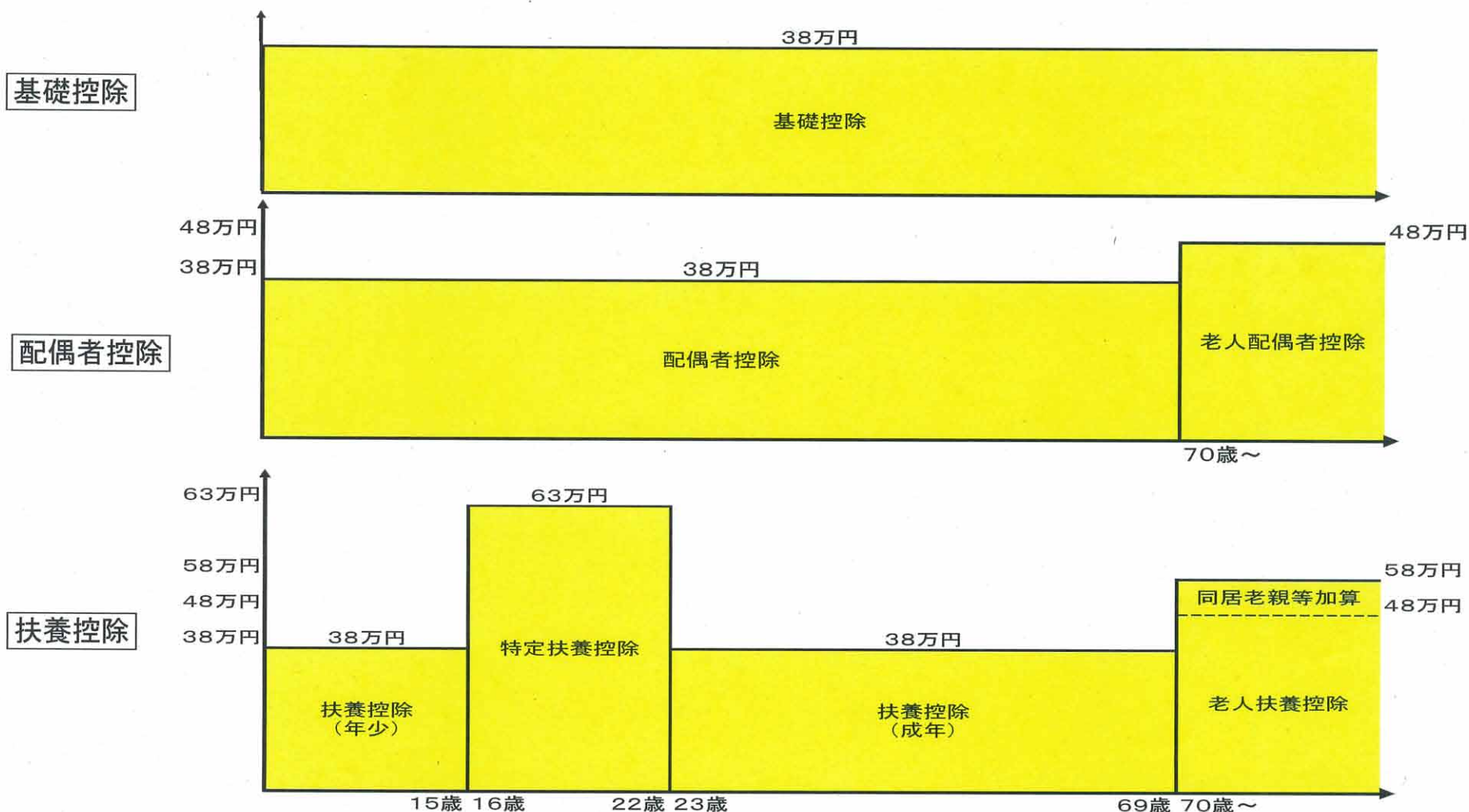
扶養控除(成年)の対象となる者の現状(総務省抽出調査)

年齢	政令市A		政令市B		政令市C		一般市D (人口5万人程度)	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
23～24	10,711	16.0	7,286	19.2	5,234	21.6	245	18.4
25～29	12,705	19.0	7,937	21.0	5,231	21.6	240	18.0
30～34	7,667	11.5	4,253	11.2	2,923	12.1	158	11.8
35～39	6,213	9.3	3,097	8.2	2,273	9.4	107	8.0
40～44	3,982	6.0	2,333	6.2	1,481	6.1	52	3.9
45～49	2,838	4.2	1,860	4.9	953	3.9	50	3.7
50～54	2,535	3.8	1,828	4.8	751	3.1	51	3.8
55～59	4,563	6.8	2,576	6.8	1,113	4.6	69	5.2
60～64	6,227	9.3	2,858	7.6	1,634	6.7	132	9.9
65～69	9,396	14.1	3,825	10.1	2,654	10.9	230	17.2
成年扶養親族合計	66,837	100	37,853	100	24,247	100	1,334	100

○ 政令市3団体、一般市1団体の協力を得て、総務省において調査を行ったもの(平成20年度課税ベース)。

所得税の基礎的な人的控除の概要

- 累次の改正により、諸控除は拡充されてきた(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:33万円(昭和61年)⇒38万円(現行))。
- 平成元年に創設された特定扶養控除(創設時45万円)は、現在63万円となっている。



※ 障害者控除:本人、配偶者や扶養親族が障害者である場合には、(基礎控除、配偶者控除や扶養控除に加え、)27万円の所得控除。

特定扶養控除の推移

- 特定扶養控除は、教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図る見地から、高校入学から大学卒業を念頭に、16～22歳の扶養親族に対して、扶養控除が割増された控除制度として、平成元年に設けられた。

